

特定非営利活動法人環境の杜こうち
豊かな環境づくり総合支援事業費補助金

令和6年度 募集案内

令和6年6月18日(火)～7月12日(金)

※18時締切

特定非営利活動法人
環境の杜こうち

〒780-0935

高知市旭町 3 丁目 115 番地

こうち男女共同参画センター3階

E-mail:yutaka@npo-kankyonomori.com

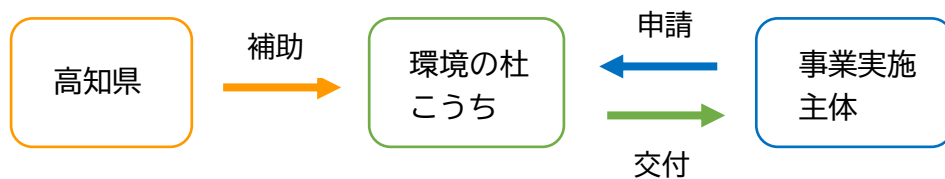
088-802-2201(平日 9:00～18:00)

<https://npo-kankyonomori.com/yutaka.html>



事業の概要

特定非営利活動法人環境の杜こうちは、高知県からの補助を受けて、「高知県環境基本計画第五次計画」（令和3年4月策定）を効果的に実行するため、高知県の環境政策と連携した取組を総合的に支援することを目的として実施する事業に要する経費に対し、予算の範囲内で「特定非営利活動法人環境の杜こうち豊かな環境づくり総合支援事業費補助金」（以下「補助金」）を交付します。



対象となる事業

「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った、県内で行う取組であり、次の3つの基本戦略のいずれかに資する事業が対象となります。

- (1) 地球温暖化への対策 (2) 循環型社会への取組 (3) 自然環境を守る取組

応募の要件

補助金の交付の対象となる団体は、次の条件をすべて満たす団体です。

- (1) 高知県内に事務局等を置く法人もしくは任意団体
- (2) 環境基本計画を効果的に実行する事業を、高知県内で実施可能であること
- (3) 責任能力のある者が中心となって構成された団体等であり、任意団体にあつては会規約等が定められ、継続的な活動が行われていること。
- (4) 当該補助対象事業において、営利を追求しないこと。
- (5) 明朗な会計、経理を実施、報告できること。
- (6) 政治団体、または宗教団体でないこと。
- (7) 事業実施の公表に異議がないこと。
- (8) 暴力団等、交付要綱第7条6項に該当する団体でないこと。

募集期間

令和6年6月18日（火）～**令和6年7月12日（金）必着**

※持参の場合は、18時まで

※交付決定額の総額が予算上限に達した場合、二次募集は実施しません。

事業の要件

この補助金は、事業の内容（ハード事業・ソフト事業）と事業を実施する団体（「事業実施主体」といいます）の種類によって、3つに分かれています。詳しくは、事業別の案内をよくご覧になってください。

	一般事業	ステップアップ事業
		ジュニア枠
対象事業	ハード事業 ソフト事業	ソフト事業
事業実施主体（事業を実施する団体）	<p>（共通）</p> <ul style="list-style-type: none"> ①公益社団法人または公益財団法人 ②県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人 ③地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）または会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの ④地域の多様な主体から構成された協議会 ⑤非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体または構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体（ステップアップ事業のみ） ⑥規約等が定められている任意団体 	
		<p>以下の条件を全て満たしている団体や学内のクラブ活動等</p> <ul style="list-style-type: none"> ①高知県内に居住または通学・通勤している6歳以上18歳以下の子どもが3人以上いること ②活動内容に対する指導や助言、関係法令の確認などのサポートや、活動経費に関して適正な会計事務を行う20歳以上の大人がいること

補助金額

補助金額は、事業によって異なります。補助率はすべて定額です。

事業区分	補助金額	補助率
一般事業	10万円以上50万円以下	定額 10/10
ステップアップ事業（ジュニア枠を除く）	20万円以下	
ステップアップ事業（ジュニア枠）	10万円以下	

事業の実施期間

交付決定日～令和7年2月21日（金）

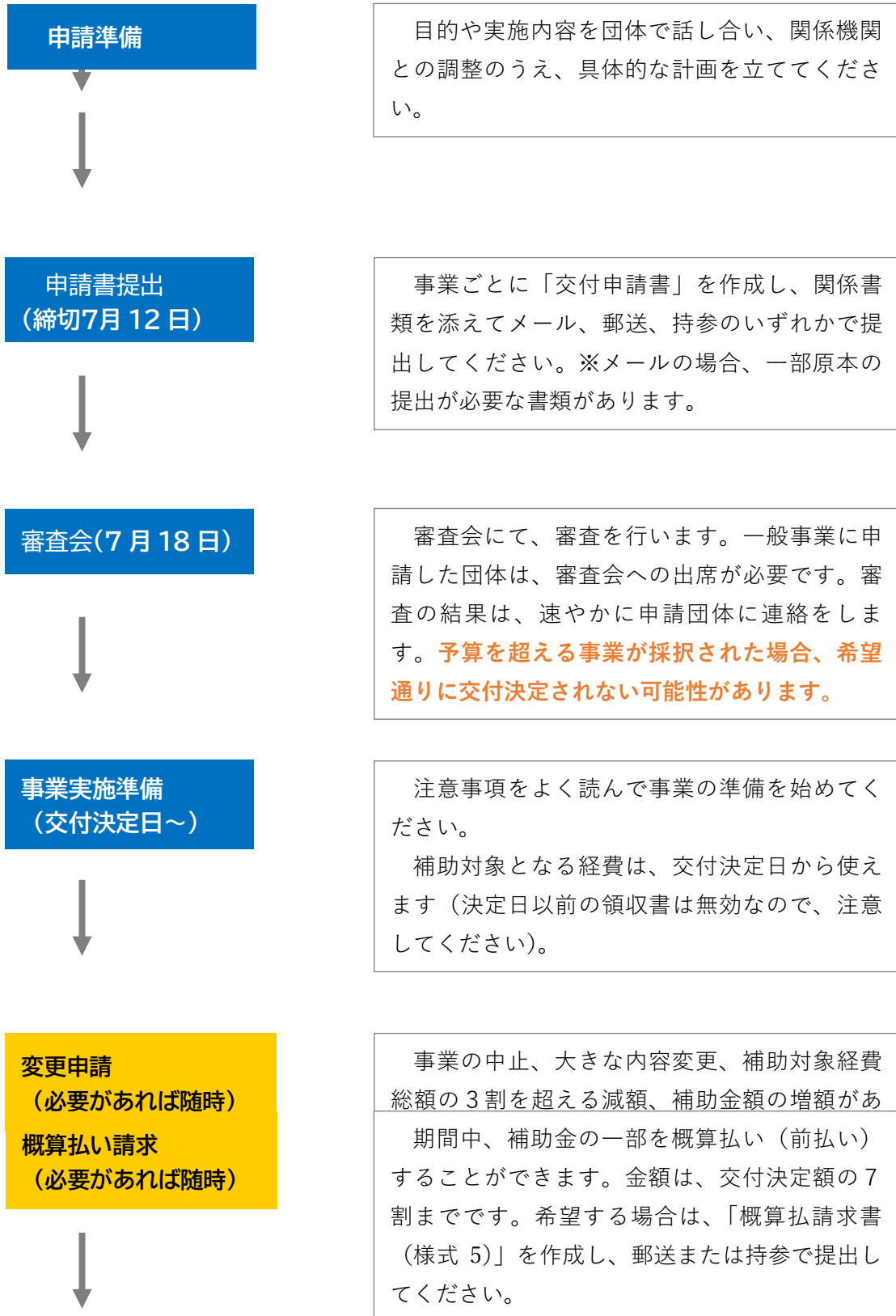
審査方法

補助事業を採択する審査は、審査会で行います。一般事業は、申請者による事業説明・質疑応答を行います。ステップアップ事業は、提出された書類による書面審査で行います。**一般事業に申請する団体は、審査会への出席が必要です。**

事業区分	審査方法
一般事業	審査会（申請者による事業説明・質疑応答）
ステップアップ事業	書面審査

審査会は、令和6年7月18日（木）、高知市内で開催します

事業の全体的な流れ



事業実施
(令和 7 年 2 月 21 日まで)

安全に事業を実施してください。活動時の傷害保険が必要な場合は、加入をしてください。



実績報告書提出
(最終提出期限 2 月 28 日)

「実績報告書 (様式 6)」を作成し、領収書の写し等、関係書類を添えてメール、郵送、持参のいずれかで提出してください。※一部データでの提出があります。



補助金請求

報告書等の検査後、補助金額確定通知書が届きますので、「補助金請求書 (様式 9)」を提出してください。補助金が振り込まれます。

一般事業

対象となる補助事業

「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った、次の3つの基本戦略のいずれかに資する、高知県内で行う、ハード事業またはソフト事業。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組
- (3) 自然環境を守る取組

「高知県環境基本計画第五次計画」については、高知県林業振興・環境部環境計画推進課ホームページをご覧ください。

高知県環境基本計画第五次計画



対象とならない補助事業

以下の事業は、補助事業の対象になりません。

- ① 国または県の他の補助事業として採択された事業
- ② コンクリートによる三面張りの生活排水路または埋設排水管水路の整備
- ③ 「高知県豊かな環境づくり総合支援事業」のこれまでの一般事業の採択事業と同じまたは同様の事業内容が継続されている事業。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業であると認められるものについては、この限りではありません。

※これまでの事業（過去に採択された事業）は、こちらをご覧ください。

高知県 林業振興・環境部 自然共生課 「豊かな環境づくり総合支援事業費補助金」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024061700165/>（準備中）

本事業を実施できる団体

- ① 公益社団法人または公益財団法人
- ② 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人

- ③ 地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）または会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの
- ④ 地域の多様な主体から構成された協議会
- ⑤ 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体または構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体

対象となる経費

委託料	業務委託に対して支払う費用 (例：調査、チラシデザイン、シンポジウム運営等)	
工事請負費	事業実施に必要な工事請負費	
備品購入費	1 件の取得額が 10 万円(コンピューターについては 2 万円)以上の物品 ※ただし、当該事業の実施に必要不可欠なものに限る。	
負担金	研修の受講費用等	
報償費	講師、コーディネーター、アドバイザー等への謝金、作業補助にかかる費用	
旅費	公共交通	実費
	自家用車	1 km 単価 29 円まで、高速道路料金、駐車場代
	宿泊費	素泊まり分
需用費	消耗品費	事業実施に必要な物品・事務用品等の購入費
	印刷製本費	チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等
	図書購入費	事業に必要と思われる図書の購入費
	燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費
役務費	通信運搬費	郵便料、切手、はがき、運送代（宅配便代等）
	保険費用	傷害保険料
	手数料	銀行等の支払手数料
使用料及び賃借料	バスなど車両、会場、機材借り上げ料等	

対象とならない経費

- ① 交付決定日より前に発生する経費
- ② 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- ③ 団体の管理費（事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費）
- ④ 団体の役員及び常勤職員の人件費（賃金、謝金等）
- ⑤ 団体の役員が代表を務める会社への支出
- ⑥ 個人または団体に贈与される寄附金、義援金等
- ⑦ その他不相当と認められる経費

補助金額

10万円以上 50万円以内（定額・10/10）

事業実施期間

交付決定がされた日～令和7年2月21日（金）まで

審査方法

審査会にて、**申請団体による事業説明・質疑応答**を行います。

事業説明の方法は問いません（例：申請書に沿った口頭での説明、写真等のアイテムを用いた補足説明、PowerPointの資料を使ったプレゼン形式の説明など）。質疑応答を含む事業説明の時間は、20分（事業説明10分、質疑応答10分）です。

審査会は、令和6年7月18日（木）、高知市内で開催します

審査の基準

審査会の5名の委員が、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行います。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。	5点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点
エ	地域住民の参加や協働 a 地域住民及びさまざまな主体の参加があるか。 b 事業の実施により県民の環境活動への参加及びネットワークの広がりが期待できるか。	5点
オ	地域住民の参加や協働 a 関係者との間で十分な協議がなされているか。 b 必要に応じて市町村等との外部調整ができていないか。 c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができていないか。	5点
カ	事業の新規性 a 事業の目的が国や県の新たな施策と関連しているか。 b 新たな手法の導入など新規性が認められるか。 c 一般事業に過去採択された他の事業と比較して、他にはない新規性や創意工夫が認められるか。	5点
キ	事業の継続性 a 複数年で目標達成が見込まれる事業であるか。 b 複数年にわたって関係者との合意形成が確立されているか。 c 複数年にわたって推進体制が確立されているか。	5点

採択は、ア～カの委員の合計点が6割以上の事業を目安とします。ただし、関係者との合意形成及び推進体制が確立され、複数年で目標達成が見込まれる事業であると認められるものについては、「キ事業の継続性」の審査員の合計点が6割以上の事業を目安とします。

なお、事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議のうえ、優先順位をつけ、採択をします。

申請について

募集案内、交付要綱をよく読み、交付申請書（事業によって異なります）を、環境の杜こうちのホームページからダウンロードして作成し、募集期間内に提出してください。

提出書類

一般事業の交付申請に必要な書類は、下記のとおりです。申請にあたっては、

- 交付申請書（別記第1号様式）
- 実施計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 団体概要書（別紙3）
- 県税の滞納がないことを証明する書類
 - ・ 県税の滞納がないことの証明は、県税事務所が発行する「完納証明書」
 - ・ 県税の納税義務がないことの証明は、「納税義務がない旨の申立書（別紙4）」
- 誓約書兼同意書（別紙5）
- 団体規約、会員名簿
- 委託料、工事請負費、備品購入費が発生する場合は、見積書等の根拠となる資料
- その他参考資料等

※●は全団体が提出、○はその資料がある場合、提出してください。

様式ダウンロード

- ・ 交付申請書（別記第1号様式）
- ・ 収支予算書（別紙2）
- ・ 団体概要書（別紙3）
- ・ 納税義務がない旨の申立書（別紙4）
- ・ 誓約書兼同意書（別紙5）

- ・ 実施計画書（別紙1）



豊かな環境づくり
交付申請書(一般)
※1つのファイルに
複数シートが入っています



豊かな環境づくり
実施計画書(一般)

提出方法

メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

※県税事務所が発行する「完納証明書」または「納税義務がない旨の申立書（別紙4）」と、「誓約書兼同意書（別紙5）」は、原本を郵送または持参してください。

提出部数

1部

その他

- ・提出された書類は、原則として返却しません。
- ・提出書類の様式は、必要に応じて枚数を増やして作成してください。ただし、記載項目は変更しないでください。
- ・提出書類の作成に要する費用は、提出する団体等が負担してください。
- ・提出された書類は、審査段階の際に必要な範囲において複製することがあります。

申請書提出および問い合わせ先

特定非営利活動法人環境の杜こうち 事務局（担当：仁尾・塚崎）

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 こうち男女共同参画センター3階

電話：088-802-2201 FAX：088-802-2205

E-mail：yutaka@npo-kankyonomori.com

HP：https://npo-kankyonomori.com/yutaka.html

ステップアップ事業 (ジュニア枠を除く)

対象となる補助事業

- 「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った、次の3つの基本戦略のいずれかに資する、**高知県内で行うソフト事業**。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組
- (3) 自然環境を守る取組

「高知県環境基本計画第五次計画」については、高知県林業振興・環境部環境計画推進課ホームページをご覧ください。

高知県環境基本計画第五次計画



対象とならない補助事業

以下の事業は、補助事業の対象になりません。

- ① 国または県の他の補助事業として採択された事業
- ② 「高知県豊かな環境づくり総合支援事業」のこれまでのステップアップ事業の採択事業と同じまたは同様の事業内容が継続されている事業

※**これまでの事業**（過去に採択された事業）は、こちらをご覧ください。

高知県 林業振興・環境部 自然共生課 「豊かな環境づくり総合支援事業費補助金」

<https://www.pref.kochi.lg.jp/doc/2024061700165/>（準備中）

本事業を実施できる団体

- ① 公益社団法人または公益財団法人
- ② 県内で特定非営利活動を行う特定非営利活動法人
- ③ 地球温暖化防止県民会議の会員（市町村を除く。以下「会員」という。）または会員が代表構成員となる実行委員会が事業主体となり、高知県地球温暖化防止県民会議幹事会において適当であると認められた事業を行うもの
- ④ 地域の多様な主体から構成された協議会
- ⑤ 非営利の任意団体で規約等が定められており、継続的な活動が行われている団体または構成員が継続的に行っている活動を引き継いで設立された団体
- ⑥ 規約等が定められている任意団体（ステップアップ事業のみ）

対象となる経費

負担金	研修の受講費用等	
報償費	講師、コーディネーター、アドバイザー等への謝金、作業補助にかかる費用	
旅費	公共交通	実費
	自家用車	1 km 単価 29 円まで、高速道路料金、駐車場代
	宿泊費	素泊まり分
需用費	消耗品費	事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費
	印刷製本費	チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等
	図書購入費	事業に必要と思われる図書の購入費
	燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費
役務費	通信運搬費	郵便料、切手、はがき、運送料（宅配便代等）
	保険費用	傷害保険料
	手数料	銀行等の支払手数料
使用料及び賃借料	バスなど車両、会場、機材借り上げ料等	

対象とならない経費

- ① 交付決定日より前に発生する経費
- ② 飲食に係る経費（食糧費及び賄材料費）
- ③ 団体の管理費（事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費）
- ④ 団体会員の人件費（賃金、謝金等）
- ⑤ 個人または団体に贈与される寄附金、義援金等
- ⑥ その他不相当と認められる経費

補助金額

20万円以内（定額・10/10）

事業実施期間

交付決定がされた日～令和7年2月21日（金）まで

審査方法

審査会にて、提出された書類をもとに審査を行います。審査会への出席は必要ありません。

審査会は、令和6年7月18日（木）、高知市内で開催します

審査の基準

審査会の5名の委員が、次の審査項目ごとに1点から5点までの採点を行います。

審査項目		配点
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。	5点
イ	選択した手法の合理性 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。 c 無駄なく能率的な手法がとられているか。 d 公益性のある活動であるか。	5点
ウ	事業の効果度 a 事業実施によりどのような結果が得られるか。 b 得られた結果が課題解決に結びつくか。 c 費用に見合った事業効果が期待できるか。	5点
エ	事業の継続性及び発展性 a 今回実施するステップアップ事業の終了後も、翌年度の一般事業の実施に向けた検討を行うなど、活動を継続的に行う体制がとられているか。 b 地域に根ざした団体であるまたは地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあるか。 c ステップアップ事業の目的に対して適切な評価指標が設定されており、その数値目標が適切に設定されているか。	5点
オ	事業の新規性 a 事業の目的が国や県の新たな施策と関連しているか。 b 新たな手法の導入など新規性が認められるか。 c ステップアップ事業に過去採択された他の事業と比較して、他にはない新規性や創意工夫が認められるか。	5点

採択は、委員のア～カの合計点が6割以上の事業を目安とします。

申請について

募集案内、交付要綱をよく読み、交付申請書（事業によって異なります）を、環境の杜こちらのホームページからダウンロードして作成し、募集期間内に提出してください。

提出書類

一般事業の交付申請に必要な書類は、下記のとおりです。

- 交付申請書（別記第2号様式）
- 実施計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 団体概要書（別紙3）
- 県税の滞納がないことを証明する書類
 - ・ 県税の滞納がないことの証明は、県税事務所が発行する「完納証明書」
 - ・ 県税の納税義務がないことの証明は、「納税義務がない旨の申立書（別紙4）」
- 誓約書兼同意書（別紙5）
- 団体規約、会員名簿
- その他参考資料等

※●は全団体が提出、○はその資料がある場合、提出してください。

様式ダウンロード

- ・ 交付申請書（別記第2号様式）
- ・ 収支予算書（別紙2）
- ・ 団体概要書（別紙3）
- ・ 納税義務がない旨の申立書（別紙4）
- ・ 誓約書兼同意書（別紙5）



豊かな環境づくり
交付申請書(ステップ)
※1つのファイルに
複数シートが入っています

- ・ 実施計画書（別紙1）



豊かな環境づくり
実施計画書(ステップ)

提出方法

メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

※県税事務所が発行する「完納証明書」または「納税義務がない旨の申立書（別紙4）」と、「誓約書兼同意書（別紙5）」は、原本を郵送または持参してください。

提出部数

1部

その他

- ・提出された書類は、原則として返却しません。
- ・提出書類の様式は、必要に応じて枚数を増やして作成してください。ただし、記載項目は変更しないでください。
- ・提出書類の作成に要する費用は、提出する団体等が負担してください。
- ・提出された書類は、審査段階の際に必要な範囲において複製することがあります。

申請書提出および問い合わせ先

特定非営利活動法人環境の杜こうち 事務局（担当：仁尾・塚崎）

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 こうち男女共同参画センター3階

電話：088-802-2201 FAX：088-802-2205

E-mail：yutaka@npo-kankyonomori.com

HP：https://npo-kankyonomori.com/yutaka.html

ステップアップ事業（ジュニア枠）

対象となる補助事業

「高知県環境基本計画第五次計画」の方向性に沿った、次の3つの基本戦略のいずれかに貢献する、高知県内で行うソフト事業です。

- (1) 地球温暖化への対策
- (2) 循環型社会への取組
- (3) 自然環境を守る取組

「高知県環境基本計画第五次計画」については、高知県林業振興・環境部環境計画推進課ホームページをご覧ください。



高知県環境基本計画第五次計画



活動の例

再生可能エネルギーの学習・情報発信、「気候変動と適応」ワークショップ、持続可能な森づくり、リユース・リサイクルの学習・情報発信、プラスチック資源の効果的な分別、清掃活動、河川ごみマップの作成、海岸漂着ごみの調査、里地里山の自然保護、希少野生動植物の保全、外来生物による被害防止、多自然川づくりの推進、など

上記は、活動例です。自由に団体に話し合っ、活動内容を提案してください。

対象とならない補助事業

以下の事業は、補助事業の対象になりません。

- ① 国または県の他の補助事業として採択された事業
- ② 子どもたちが主体で活動していない事業

本事業を実施できる団体

次の2つの条件を全て満たしている団体や学内のクラブ活動等

- ① 高知県内に居住又は通学・通勤している6歳以上18歳以下の子どもが3人以上いること
- ② 活動内容に対する指導や助言、関係法令の確認などのサポートや、活動経費に関して適正な会計事務を行う20歳以上の大人がいること

補助対象となる経費

負担金	研修の受講費用等	
報償費	講師、コーディネーター、アドバイザー等への謝金、作業補助にかかる費用	
旅費	公共交通	実費
	自家用車	1 km 単価 29 円まで、高速道路料金、駐車場代
	宿泊費	素泊まり分
需用費	消耗品費	事業実施に必要な物品、事務用品等の購入費
	印刷製本費	チラシ・資料印刷代、コピー代、写真現像代等
	図書購入費	事業に必要なと思われる図書の購入費
	燃料費	チェーンソーや刈払機等の燃料費
役務費	通信運搬費	郵便料、切手、はがき、運送代（宅配便代等）
	保険費用	傷害保険料
	手数料	銀行等の支払手数料
使用料及び賃借料	バスなど車両、会場、機材借り上げ料等	

※熱中症対策のための飲料水等は、飲食にかかる経費となるため、補助対象となりませんが、夏季の活動時のためのウォータージャグなどは、事業実施に必要な物品として、補助対象になります。

※補助対象になるか分からない場合は、申請前にお気軽にお問い合わせください。

補助対象とならない経費

- ① 交付決定日より前に発生する経費
- ② 飲食にかかる経費（食糧費及び賄材料費）
- ③ 団体の管理費（事務所賃借料、光熱水費等の経常的運営に要する経費）
- ④ 団体会員の人件費（賃金、謝金等）
- ⑤ 個人または団体に贈与される寄附金、義援金等
- ⑥ その他不相当と認められる経費

補助金額

10万円以内（定額・10/10）

事業実施期間

交付決定がされた日～令和7年2月21日（金）まで

審査方法

審査会にて、提出された書類をもとに審査を行います。審査会への出席は必要ありません。

審査会は、令和6年7月18日（木）、高知市内で開催します

審査の基準

次の審査項目について、審査会で協議のうえ、採択の可否を決定します。

審査項目	
ア	事業目的の妥当性 a 事業の目的及び目標が明確であるか。 b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
イ	地域への貢献度 a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。 b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
ウ	継続性 a 今回実施するステップアップ事業の終了後も、活動を継続的に行う体制がとられているか。 b 地域の団体や個人から継続的に協力を得られる見込みがあるか。
エ	事業内容・体制 a 子どもが主体的に取り組む環境活動であるか。 b 計画に無理がなく、安全性にも配慮されているか。 c 活動内容に対する適切な指導や助言、関係法令の確認などのサポート体制があるか。

申請について

募集案内、交付要綱をよく読み、交付申請書（事業によって異なります）を、環境の杜こちらのホームページからダウンロードして作成し、募集期間内に提出してください。

提出書類

一般事業の交付申請に必要な書類は、下記のとおりです。

- 交付申請書（別記第3号様式）
- 実施計画書（別紙1）
- 収支予算書（別紙2）
- 団体プロフィール（別紙3）
- 団体名簿（別紙4）
- 県税の納税義務がない旨の申立書（別紙5）
- 誓約書兼同意書（別紙6）
- その他参考資料等

※●は全団体が提出、○はその資料がある場合、提出してください。

様式ダウンロード

- ・ 交付申請書（別記第3号様式）
- ・ 収支予算書（別紙2）
- ・ 団体プロフィール（別紙3）
- ・ 団体名簿（別紙4）
- ・ 納税義務がない旨の申立書（別紙5）
- ・ 誓約書兼同意書（別紙6）



豊かな環境づくり
交付申請書(ジュニア)
※1つのファイルに
複数シートが入っています

- ・ 実施計画書（別紙1）



豊かな環境づくり
実施計画書(ジュニア)

提出方法

メール、郵送、持参のいずれかで提出してください。

※「納税義務がない旨の申立書（別紙5）」と、「誓約書兼同意書（別紙6）」は、原本を郵送または持参してください。

提出部数

1部

その他

- ・ 提出された書類は、原則として返却しません。
- ・ 提出書類の様式は、必要に応じて枚数を増やして作成してください。ただし、記載項目は変更しないでください。
- ・ 提出書類の作成に要する費用は、提出する団体等が負担してください。
- ・ 提出された書類は、審査段階の際に必要な範囲において複製することがあります。

申請書提出および問い合わせ先

特定非営利活動法人環境の杜こうち 事務局（担当：仁尾・塚崎）

〒780-0935 高知市旭町3丁目115番地 こうち男女共同参画センター3階

電話：088-802-2201 FAX：088-802-2205

E-mail：yutaka@npo-kankyonomori.com

HP：https://npo-kankyonomori.com/yutaka.html